

広島県医師育成奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

広島県医師育成奨学金貸付規則の一部を改正する規則

広島県医師育成奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 奨学金には、奨学金を交付した日の翌日から前項各号の期間が終了する月の末日までの日数に応じ、交付した日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条に定める法定利率で計算した額の利子（計算の過程における額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。第七条第三項及び第九条第二項において同じ。）を付する。ただし、第八条第一項の規定により奨学金の貸付けを一時停止した場合において、やむを得ない理由があると知事が認めた期間については、この限りでない。

第七条に次の一項を加える。

3 貸付けを中止した場合の第三条第二項の規定による利子を計算する期間は、奨学金を交付した日の翌日から最後に奨学金を交付した日から二月を経過した日の属する月の末日までとする。

第八条第六項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2 奨学金の辞退を申し出た場合の第三条第二項の規定による利子を計算する期間は、奨学金を交付した日の翌日から最後に奨学金を交付した日から二月を経過した日の属する月の末日までとする。

第十条の見出し中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「全額」の下に「に第三条第二項、第七条第三項又は前条第二項に規定する利子を加えた額（以下「奨学金等」という。）」を加え、同条第二項中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第十一条の見出し中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第十二条第一項第一号」を「次条第一項第一号」に、「第三項各号」を「同条第三項各号」に、「奨学金」を「奨学金等」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二条第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務に従事していないこと又は所定労働時間（在職する県内公的医療機関等の就業規則その他これに準じるもので定める常時勤務する医師の労働時間）をいう。以下同じ。）よりも労働時間を短縮した勤務の形態（次条第五項において「短時間勤務等の勤務形態」という。）により所定労働時間よりも短い労働時間で県内公

的医療機関等の医師業務に従事したことについて、出産、育児又は家族の介護その他やむを得ない理由があるとき。 知事が指定する期間

第十一条第二項各号列記以外の部分及び同項第二号並びに同条第三項から第五項までの規定中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第十二条の見出し並びに同条第一項各号列記以外の部分、第二項各号列記以外の部分及び第三項各号列記以外の部分中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条第四項第一号中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同項第二号中「貸付額に乗じて得た額」の下に「第三条第二項、第七条第三項又は第九条第二項に規定する利子を加えた額」を加え、同条第五項中「場合は、」の下に「在職する県内公的医療機関等における就業規則その他これに準じるものの規定により出産するために休業した期間（休業を終了した日が月の途中の場合は、休業を終了した日の属する月の初日から休業を終了した日までの期間を除く。）は、医師としての業務に従事した期間とみなし、出産、育児又は家族の介護その他やむを得ない理由により短時間勤務等の勤務形態により従事した期間（出産又は育児を理由とする場合においては、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間に限る。）は、従事した月数（従事を開始した日が月の途中の場合は従事を開始した日の属する月を除き、従事を終了した日が月の途中の場合は従事を終了した日の属する月を除く。）に従事した一週間当たりの労働時間を所定労働時間で除した数に乗じて得た月数（一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間は一月に切り上げる。）又は知事が認める方法により計算した期間を医師としての業務に従事した期間とし、短時間勤務等の勤務形態による従事が月の途中で終了し、引き続きその月の末日まで所定労働時間従事した場合は、当該月の初日から末日までの期間について所定労働時間従事したものとみなし、」を加え、同条第六項中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第十三条第三号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十四条第一項各号列記以外の部分中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同項第一号へ中「開始し、」の下に「休職し、復職し、勤務の形態を変更し、」を加え、同条第二項中「、奨学金」を「、奨学金等」に、「第三項各号」を「同条第三項各号」に、「により奨学金」を「により奨学金等」に改める。

第十六条及び第十七条中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

広島県医師育成奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

広島県知事



年 月 日付けで申請のあった奨学金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

ついては、保証人が連署した誓約書を 年 月 日までに提出してください。

貸付決定番号	第 号
貸付月額	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで
貸付総額	円
貸付利子額	
診療科等	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第四号から別記様式第八号までを次のように改める。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

広島県医師育成奨学金貸付辞退申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住 氏 所 名 所 名 所 名
 連 帯 保 証 人 住 氏 住 氏 住 氏
 連 帯 保 証 人 氏 住 氏 住 氏
 ① ① ①

次のとおり奨学金の貸付けを受けておりましたが、都合によりこれを辞退します。

貸付決定番号	第 号
所 属 の 名 称	大学 学部 大学院 学 進 学 課 程 学 研 究 科 科
貸付けを受けた期間	年 月 から 年 月 まで 月 間
貸付けを受けた金額	円
貸付利子額	円
辞 退 の 理 由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第11条関係)

広島県医師育成奨学金等返還猶予申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住 氏 所 名 所 名 所 名 所 名

連 帯 保 証 人 住 氏 住 氏 住 氏 住 氏

①

連 帯 保 証 人 住 氏 住 氏 住 氏 住 氏

①

連 帯 保 証 人 住 氏 住 氏 住 氏 住 氏

①

次により，奨学金の返還を猶予してください。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付総額	円	返還済額	円
貸付利子額	円	返還免除額	円
返還すべき額	円	返還猶予願額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間		
	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間		
	うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間		
	その他		
	() 月	() 月	() 月
理由			
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第 号

注 1 「返還猶予期間」の「その他」欄は，県外の医療機関への医師業務従事，大学院への進学等の計画期間について()に具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第7号 (第11条関係)

広島県医師育成奨学金等返還猶子変更申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住所

氏名

連帯保証人

住所

連帯保証人

住所

氏名

次により，奨学金の返還の猶子の承認を受けた内容を変更したので，申請します。

貸付決定番号	第	号	貸付期間	年	月	から	年	月	月
貸付総額	円	返還済額							円
貸付利子額	円	返還免除額							円
返還すべき額	円	返還猶子願額							円
返還猶子期間	変更前	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間	うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間	年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
	変更後	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間	うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間	年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
				年	月	から	年	月	月
変更理由	変更後	その他	()				月
			()				月
			()				月
			()				月
			()				月
免許取得年月日	年	月	日	登 録 番 号	第	号			

- 注 1 「返還猶子期間」の「その他」欄は，県外の医療機関への医師業務従事，大学院への進学等の計画期間について()に具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第12条関係)

広島県医師育成奨学金等返還免除申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所 氏名 印
 連帯保証人 住所 氏名 印
 連帯保証人 住所 氏名 印

次により奨学金の返還を免除していただきたく、関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間
貸付総額	円	返還すべき額		円
貸付利子額	円			
返還免除申請額	円			
申請理由				
卒業後又は修了後の医師等業務状況等	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	医師業務従事医療機関等の ()		
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	医師業務従事医療機関等の ()		
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	医師業務従事医療機関等の ()		
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	医師業務従事医療機関等の ()		
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	医師業務従事医療機関等の ()		
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第	号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第13条関係)

広島県医師育成奨学金等借用証書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住 氏 住 氏 住 氏 所 名 所 名 所 名
連 帯 保 証 人 連 帯 保 証 人 連 帯 保 証 人 所 名 所 名 所 名
印 印 印 印 印 印 印 印 印

次のとおり奨学生として奨学金の貸付けを受けました。
ついては、広島県医師育成奨学金貸付規則の規定に従い、相違なく返還します。

貸付決定番号	第 号
借 用 金 額	(内訳) 奨学金額 円 利子額 円
貸 付 期 間	年 月分から 年 月分まで 月間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項第三号、第十二条第五項及び第十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則の規定は、平成三十年四月一日以後に貸付けの決定を行う奨学金について適用する。

3 改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則第十一条第一項第三号、第十二条第五項及び第十四条第一項第一号の規定は、この規則の公布の日前に貸付けの決定を行った奨学金についても適用するものとする。